

## 令和元年 9 月 定例教育委員会 会議録

◇開 会	令和元年 9 月 2 4 日 (火)	午前 9 時 0 0 分
◇閉 会	令和元年 9 月 2 4 日 (火)	午前 9 時 4 5 分
◇会 場	3 F 「教育委員会会議室」	
◇出席者	教育委員会	
	・教育長	岸 田 隆 博
	・教育長職務代理者	深 田 俊 郎
	・教育委員	中 村 美 穂
	・教育委員	横 山 真 弓
	・教育委員	出 町 慎
	・教育部長	藤 原 泰 志
	・教育部次長兼学校教育課長	足 立 正 徳
	・学事課長	前 川 孝 之
	・子育て支援課長	上 田 貴 子
	・文化財課長兼美術館副館長 兼中央図書館副館長	長 奥 喜 和
	・教育総務課長	足 立 勲
	・まちづくり部	
	文化・スポーツ課長	高 見 智 幸
	・文化・スポーツ課文化芸術係長	長 井 誠
	・教育総務課庶務係長	芦 田 将 司

(岸田教育長)	<p>おはようございます。ただいまから 9 月の定例教育委員会を開催いたします。</p> <p>会の進行上、発言の際には必ず氏名を名乗ってから発言していただきますようお願いいたします。</p>
<b>日程第 1</b>	<p style="text-align: center;">前回会議録の承認</p>
(岸田教育長)	<p>日程第 1、前回会議録の承認でございますが、8 月 2 8 日の定例教育委員会会議録の承認は深田教育長職務代理者と横山委員をお願いいたしました。</p>
<b>日程第 2</b>	<p style="text-align: center;">会議録署名委員の指名</p>
(岸田教育長)	<p>日程第 2、会議録署名委員の指名につきましては、中村委員と出町委員をお願いいたします。</p>
<b>日程第 3</b>	<p style="text-align: center;">報告事項</p> <p style="text-align: center;">(1) 教育長報告</p>
(岸田教育長)	<p>日程第 3、報告事項に入ります。(1) 教育長報告について報告いたします。1 ページの行動報告をご覧ください。</p> <p>9 月 1 日の防災の日に緊急地震速報が流れたという想定で、丹波市防災総合訓練を開催いたしました。2 日月曜日から 9 月定例会が始まりましたが、代表監査委員による決算審査報告では、「スピード感に欠ける」、「教訓が生かされていない」、「たがが緩んでいる」と、とても厳しい指摘がございました。その指摘を受けまして、3 日の朝 9 時から緊急のテレビ会議が開催され、市長から 9 月定例会に係る議案書等の再点検を行うよう指</p>

示があり、再点検を行ったところでございます。11日に行われました本会議5日目には、議会から地方公務員法98条第1項議会請求監査の規定により、決議第1号、事務検査に関する決議が提案されまして、可決されました。20日の予算決算特別委員会が開かれたわけでございますが、とても厳しい委員会となりました。

7日土曜日には、10月に実施する「竜学」に参加する児童8名に丹波市子ども恐竜大使の任命書を施行しました。また、同じ日の午後、植野記念美術館におきまして、李曉剛氏の開会記念行事がありまして、本人をお招きし、盛大に開催することができました。8日日曜日には、市制15周年と市議会100回の開催記念イベントとして、日曜議会が開催され、会派代表質問が行われました。多くの傍聴者がお越しになりました。9日、10日は個人の一般質問が行われ、11日には議案質疑が行われたところでございます。13日金曜日は、議案審査と所管事務調査が行われ、所管事務調査では、全国学力・学習状況調査の結果概要、それから、第3期教育振興基本計画の骨子説明、山南地域の中学校統合に係る経過説明を行いました。特に大きな質問等はございませんでした。

14日土曜日は、教育委員の皆様にお世話になりましたが、中学校の体育祭が秋晴れのもと実施されました。春日中学校の体育祭に参加したのですが、春日中学校では、今回の体育祭から組体・表現をなくして、生徒会を中心に新たな演技種目を考えたり、従来の演技を全員参加にしたりと、いろいろな工夫をして臨んだそうです。生徒が主体となって考えた体育祭ということもありまして、規律ある中にも笑顔や満足感を得る表情が印象的でした。

18日には補正予算に係る予算決算特別委員会が開催され、教育委員会につきましては、特に御意見はありませんでした。20日は総務常任委員会に係る予算決算特別委員会が開催され、先ほども言いましたようにいろいろな御意見をいただいたところでございます。21日、22日に予定されておりました市内小学校の運動会につきましては、21日開催予定の小学校は22日へスライドし、22日開催予定の小学校につきましては、実施する学校と、それから、23日にスライドする学校、それから、本日開催する学校と、判断が分かれたところでございます。27日には第6回教育振興基本計画審議会が開催されます。今回の定例教育委員会資料と一緒に教育振興基本計画の素案を配付させていただいたところでございますが、また教育委員会等におきまして御意見がありましたらお聞かせいただければ幸いです。報告は以上でございます。

ただいまの教育長報告につきまして、何か御質問はありませんでしょうか。特にありませんか。

無いようでしたら、教育長報告を終わらせていただきます。

## (2) 寄附採納報告

(岸田教育長)

続きまして、(2) 寄附採納報告についてお願いいたします。  
足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。今回の寄附採納報告は2件です。資料は10ページと本日、追加で机上配付させていただいたものをご覧ください。資料10ページでは、氷上中学校に対しまして、高坂憲三様からフォークギターを、追加資料のほうでは、黒井小学校に対しまして、赤松暉久様から英語絵本などの書籍の寄附申し出があり、これをありがたく採納することといたしましたので、御報告申し上げます。以上です。

(岸田教育長)

ただいまの報告につきまして、何か御質問ありませんでしょうか。  
無ければ、寄附採納報告を終わります。

(3) 行事共催・後援等報告

(岸田教育長)

続きまして、(3) 行事共催・後援等報告について、お願いをいたします。

足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。行事共催・後援等の報告につきましては、資料の11ページに掲載しておりますとおり、「丹波市文化芸術推進シンポジウム」を初め、全部で10件です。今回の報告につきましては全てが後援です。また、今回が初めての後援依頼は、1行目の「丹波市文化芸術推進シンポジウム」、9行目の「ざわざわかレッジ2019特別講演」の2件です。それぞれ丹波市教育委員会後援等名義使用許可に関する要綱に基づき、許可条件に適合し、特に問題がないため専決処分により許可をしたもので報告させていただきます。以上です。

(岸田教育長)

ただいまの報告につきまして、何か御質問ありませんでしょうか。  
質問がなければ、行事共催・後援等報告を終わります。

(4) 丹波市文化芸術推進基本計画の策定に係る素案等の報告について

(岸田教育長)

続きまして、(4) 丹波市文化芸術推進基本計画の策定に係る素案等の報告についてお願いいたします。

高見文化・スポーツ課長。

(高見文化・スポーツ課長)

文化・スポーツ課長の高見です。よろしくお願ひいたします。本日は、これまでの本計画の策定経過、素案、そして、今後の予定につきまして、御説明させていただきたいと思ひます。

最初に、経過から御説明させていただきます。丹波市におきましては、現在、文化財や文化芸術に関する計画は無く、兵庫県下でも7番目の計画策定となります。そこで、第2次丹波市総合計画の施策目標でございます「地域の文化芸術を守り、育て、生かす」の目標をさらに明確にするために、また、丹波市教育振興基本計画の個別計画として、文化芸術の推進に関する具体的な方向性を示す10年間の文化芸術推進基本計画を策定しております。本計画は、昨年度から文化芸術推進審議会を設置いたしまして、2カ年をかけて策定しているところでございます。

それでは、本計画の策定につきまして、お手元の市長の顔写真の載った「はじめに」の資料をご覧ください。それに基づきまして御説明させていただきます。

まず、2ページの目次をご覧ください。構成としましては4章立てで、第1章の「計画策定にあたって」では、計画の趣旨、計画の期間、文化芸術の範囲、また、第2章の「丹波市の現状と課題」では、施策の概要、市民の文化芸術活動、アンケート調査の抜粋、また、第3章の「計画の基本的な考え方」では、本計画の基本理念、施策体系、そして、第4章の「施策展開」では、四つの基本目標ごとに具体的な施策を展開しております。全てを説明させていただきますと、相当な時間を要しますので、基本理念、基本目標と、その推進項目等、ポイントのみの御説明とさせていただきます。

それでは、35ページをご覧ください。このページ数につきましては、

右端、左端の数字ではなく、中央のゴシックの数字を見ていただきたいと思います。35ページでございます。

丹波市における文化芸術の推進のために、基本理念として現時点での案でございますが、「多様な文化芸術を活かした次世代の人づくり・まちづくり」としております。その下段には、スキームとその説明を記載しております。

読み上げますと、丹波市の多様な文化芸術は一朝一夕にできたものではなく、私たちの先人が長い歴史や暮らしの中で大切に育み、現在に引き継がれています。一般に文化芸術には、人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、人々の心の繋がりや多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成する力があります。私たちには、この文化芸術をさらに発展させ、次世代へ引き継いでいく責務があります。

本計画における文化芸術は、芸術のみならず伝統芸能・文化財・歴史的な建物・街なみなど非常に幅広い意味で使っております。また、文化芸術を支える人や基盤となる文化ホールなども本計画の対象となります。

この多様な文化芸術を活かしていく主体は、「市民」「団体」「行政」で、この文化芸術を活かしていくためには、大きく分けて2つの方向があります。1つは、文化芸術を人づくりに活かしていく方向と、もう1つはまちづくりに活かしていく方向です。

まず、左側の人づくりや心豊かなくらしに活かしていくことについては、3つの基本目標があります。1つ目は、市民の皆さんが文化芸術に親しみ、心を癒し、「豊かな感性」を育む等、暮らしの中で活かしていくということ。2つ目は、文化芸術活動そのものを楽しみ、また、「後継者の育成」等に活かしていくということ。3つ目は、文化芸術を活かし、将来を担う子どもたちの「郷土への愛着」、「創造力」を育むということでございます。一方、右側は、文化芸術を地域資源としてとらえ、まちづくりに活かしていくこととございます。文化芸術を「観光」、「広域交流」、そして、「街なみなどの景観」、「産業」等、「まちづくり」や丹波市の「発展」そのものに活かしていくというものでございます。

このように、本市の身近な暮らしの中にある、“今ある・今している”多様な文化芸術を活かしていくことで、次世代の人づくり、まちづくりに繋がっていきます。

次に36ページをご覧ください。施策体系表でございます。ここには、基本理念をさらにわかりやすくするために、1行目のところをご覧ください。「基本的な考え方」でございます。丹波市では前ページの「基本理念」で御説明させていただきましたが、私たちの先人が長い歴史や暮らしの中で大切に育んできたこの多様な文化芸術の中で、今あるもの、この「今あるもの」とは文化財や歴史的な建物など、そして、今していること、これは、和太鼓等、能フェスタ、また、県がされておりますシューベルティアードたんばなど、20年以上継続して実施してきたイベント等を活かしていくということです。言い換えますと、これら多様な文化芸術を活かしていくことが、保存や継承、さらには丹波市の発展に繋がるものと考えております。

次に、基本目標を4つ掲げております。1つは、市民に関することとしまして、文化芸術の鑑賞・体験ができる機会の充実を図る、市民が癒される・楽しむということ。2つ目は、活動者に関することといたしまして、文化芸術活動が活発に行える環境の整備を行うということで、活動者が市民を癒す、活力を生み出す、自らが楽しむということ。3つ目が、市民の中でも特に子どもに関することといたしまして、子どもたちが多様な文化芸術に触れる機会を増やしていくということで、子どもたちを育むということとございます。ここまでが、人についてでございます。最後の4つ目

は、活用に関することといたしまして、観光・まちづくり等への有機的な連携を進めるということで、文化芸術を活かすということでございます。これらの基本目標1から4の全てが文化芸術を生かしていくということになります。

また、右ページには、その四つの基本目標に対しまして、基本方針を掲げております。

次に60ページをご覧ください。代表的な基本方針を二つ御説明させていただきたいと思っております。この60ページの一番上の基本方針①では、普段の生活の中で子どもたちの記憶に残るような文化芸術鑑賞・活動を行うということで、上のほうのグラフをご覧ください。このグラフは、非常に興味深いグラフでございます。「子どもの頃から質の高い文化芸術に触れる機会が必要だと思うか」の問いに対しまして、まず一番左の濃い部分の「思う」の52%と、その右の「どちらかといえば思う」の30.6%を合計しますと、82.6%と、子どもの頃から質の高い文化芸術に触れる機会が、非常に高い率で必要だと思うのに対しまして、下のほうのグラフをご覧ください。「丹波市では子供の文化芸術に触れる機会が充実していると思うか」の問いに対しまして、まず一番左の濃い部分の「思う」の1.8%と、その右の「どちらかといえば思う」の14.1%を合計いたしますと、15.9%と非常に低い率でございます。このことは、文化芸術への関心が低いことや、学校での授業内容がうまく市民の皆さんに伝わっていないということ、地域の中で祭り等を体験できる機会が減っていることなどが考えられます。

また、近年は子どもの習い事が増え、文化芸術に触れる時間が少ないことも考えられます。今後は、地域社会の中で、さらに文化芸術に触れることができる機会をつくることが重要となってまいります。

次に61ページをご覧ください。(2)の推進項目でございます。この表の下にアスタリスク、※印で示しておりますように、表内の分類欄について、黒丸は新規の取組、ひし形は現在の取組を拡充、四角は現在の取組を継続するものでございます。

一番上のところをご覧ください。プロの演奏家との共演ということで、内容としましては、プロの演奏家と、例えば氷上中学校、市島中学校の吹奏楽部等の共演を行うことや、それと同時に、プロと一緒にワークショップを行うなど、子どもたちが今まで経験したことのない文化芸術に触れる機会を、これまでと同様につくっていく必要があるのではないかと考えております。

次に70ページをご覧ください。70ページでございます。この70ページの一番上の基本方針③では、文化的資源を新たに発掘・活用するというので、まず、現状は、丹波市内に多くの文化的資源がありますが、十分な活用ができていない状況にあります。

中央のグラフをご覧ください。市民と施設利用者のアンケート調査では、大切にしたい文化的資源として、グラフの下から3行目、自然環境・街なみなどの景観の割合が高い結果となっております。また、その二つ上の歴史的な建物・美術工芸品など文化財も高い結果であり、特に歴史的な建物の活用は、新たな発掘となり、観光やまちづくりにつながるものと考えております。

一つの例として、最下段の左の写真のように、俳人細見綾子さんの親族から御寄附を頂戴し、昨年4月にリニューアルオープンをしました生家の大変貴重な歴史的な建物で、それをうまく活用し、昨年度は関東方面など遠方からも含め、55件の532人の来館をいただき、一つの文化的資源、観光資源になっているところでございます。

次に71ページをご覧ください。(2)の推進項目でございます。2段

目では、歴史的な建物等の活用ということで、内容としましては、歴史的な建物や街なみを活用したアート展等の開催を検討するという、既に柏原の街なみを利用した雛めぐり等を開催、そういった展覧会を民間でされております。

次にもう一枚のホチキスどめの薄いほうの2枚ものの資料のほうをご覧くださいと思います。「丹波市の文化芸術推進基本計画の策定に係る素案等の報告について」でございます。

1番の基本計画の策定についての基本的な考え方は、先ほど御説明しましたとおりでございます。今あるもの、今していることを活かしていくということでございます。(1)の新規、拡充、継続別に、先ほどの素案の中の推進項目をまとめたものでございます。新規が20件で、丹波アートコンベンションの開催を行うことや、他市で活躍する劇団やアーティストの舞台公演を検討するというところでございます。このことは、他市との異文化交流、広域交流に繋がります。なお、新規には20件と多くございますが、非常に地道な取組が多くあり、市民、団体、庁内の各部署が積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に、拡充でございますが、20件で、丹波市ならではの特色ある文化ホールイベントを行うということで、丹波市の完全オリジナル企画としての和太鼓フェスタや県でされておりますシューベルティアードたんぼなど、20年以上継続して実施してきているイベントをさらに進めていくということでございます。

また、現在の取組を継続していくものとして、17件、これは舞台の裏方さんであるオペレーター養成講座などの実施をするなど、現在の施策を継続してまいります。

次に、(2)は施策を基本目標ごとに分類したもので、基本目標1の「市民に関すること」は11件で、課題としましては、市民自らが丹波市の文化芸術の良さを知らない、興味・関心がないということで、例えば、観光協会の事業でございますが、10ヶ寺のもみじめぐり事業など、市内の文化芸術を再認識できるようなツアー等の取組を進めていく。次に、基本目標2の「活動者に関すること」は18件で、課題としましては、団体同士の連携・協調が少ないということで、後継者の育成ができていないということでございます。文化芸術サロン、交流の場づくりを行い、団体同士の連携・協調を深めていくということでございます。

次に、基本目標3の「子どもに関すること」は12件で、課題といたしましては、文化芸術に触れる機会を必要に感じているが、その機会が充分でないという先ほどのアンケートの調査の結果を重視いたしまして、丹波市の文化ホールイベントの中で、高校生が企画する卒業ライブ、また、0歳からのコンサートなど、本計画の策定により文化ホールイベントを幼児から若者、子育て世代を中心としたイベントを多くするなど、ホール事業の舵を切っていく必要があるのではないかと考えております。

最後に、基本目標4の「活用に関すること」は16件で、課題としましては、後継者不足により保存・継承が難しいということで、稲畑人形を活用した特徴ある展示会等を実施するという取組を進めていくということでございます。活用していくことが保存・継承につながってまいります。トータル57の取組項目を市民、団体、研修を含めたオール丹波市で進めていく必要があります。

次に(3)の他計画の基本理念等につきましては、参考に記載をしております。

次に、裏面の2ページをご覧ください。3行目で、昨年6月27日に本定例教育委員会で計画の策定についての御説明をさせていただきました。また、15名によります審議会は4回、庁内検討会議は6回、さらに、こ

ここには記載しておりませんが、神戸大学の学生さんとは11回の協議を重ね、現在に至っております。

次に、3番の「今後の予定」につきましては、この9月27日には、第5回の審議会を行い、計画素案の最終調整を行ってまいりたいと考えております。また、3行目のシンポジウムにつきましては、最後に御案内をさせていただきます。このまま第6回の審議会を11月にさせていただき、11月下旬からはパブリックコメント、来年の1月27日の定例教育委員会で最終報告をさせていただく予定にしております。

次に3ページをご覧ください。審議会の委員さんの名簿でございます。市内外の文化芸術に関係のある15名にお世話になっております。会長には神戸大学大学院の藤野教授に、また、副会長には、兵庫県立芸術文化センターの林先生にお世話になっております。

また、その下段の5番につきましては、国の文化芸術基本法により、文化芸術の施策の推進に当たっては、観光、まちづくり、教育、産業、その他各関連分野における施策との有機的な連携が図れるよう配慮されなければならないとされておりまして、庁内検討会議といたしまして、庁内の関係部署から委員として参画をいただき、できる限り縦割りとならないように多方面からの御意見をいただいて、本計画の素案づくりを行っているという状況でございます。

最後に、別添の青いチラシをご覧ください。丹波市の文化芸術推進シンポジウムについての御案内をさせていただきます。今回、冒頭で申し上げましたとおり、丹波市では初めての教育振興基本計画の個別計画としての計画策定でございます。アンケート調査により、多種多様な文化芸術の推進に係る課題も明らかになってまいりました。文のところに書いておりますように、「文化芸術って創造力を豊かにする力があるらしいよ」、「子供たちには特にいいみたい」、「文化芸術って私たちの身近な生活の中にあるんだって」、「おばあちゃんが得意な手芸もそうなのかな」、「みんな気づいていないだけかもね」というようなことで、来月の10月19日に、土曜日の日に、ライフピアいちじまの大ホールで開催をさせていただきたいと思っております。内容は、氷ノ川太鼓のパフォーマンス、基調講演といたしまして、審議会の藤野会長に市民アンケート調査結果から見える本市の文化芸術の現状と課題と将来展望について御講演をいただきます。その後、認定こども園ミライズそらの5歳児によります大正琴パフォーマンス、パネルディスカッションとしまして、「多様な文化芸術を活かした次世代の人づくり・まちづくり」と題し、市内外の4人のパネリストに文化芸術と子育て、また、文化芸術の活用に関する実践発表をいただき、一緒に考えてみたいと考えております。

最後に、生ではめったに見られないスプレーアートパフォーマンスをライフピアいちじまの特設ステージにて実演をさせていただきます。スプレーアートのミニチャンピオンになられた方でございます。香川県の方でございます。20分ほどで、市販のスプレーや日用品を作品製作に使っていただけるというところでございます。どのような作品に仕上がるか、非常に楽しみにしているというところでございます。是非とも御予定をいただきたく、御案内を申し上げたいと思っております。

本日は、大変たくさんのボリュームとなっておりますので、お気づきの点がございましたら、何なりと文化・スポーツ課まで御一報いただければ大変嬉しく思っております。以上、まことに雑駁な説明ではございましたが、本計画の策定についての現時点での御説明とさせていただきます。以上でございます。

(岸田教育長)

ただいま報告いただきましたが、この件につきまして、何か御質問、御

意見ありませんでしょうか。

よろしいですか。また何か御意見がございましたら、文化・スポーツ課のほうへ、また一報いただきたい。また、紹介いただいた19日のシンポジウムにつきましても、時間がありましたら、参加をお願いしたいと思います。

それでは、丹波市文化芸術推進基本計画の策定に係る素案等の報告については終わらせていただきます。

ここで暫時休憩をいたします。

(休憩)

#### 日程第4

#### 協議事項

##### (1) 令和2年(2020)度以降の授業日の変更について

(岸田教育長)

それでは、再開をいたします。

日程第4、協議事項に入ります。(1) 令和2年(2020)度以降の授業日の変更につきまして、説明をお願いいたします。

足立教育部次長兼学校教育課長。

(足立教育部次長兼学校教育課長)

次長兼学校教育課長の足立でございます。それでは、令和2年度以降の授業日の変更について報告させていただきます。12ページをご覧ください。

まず、移行期である平成30年度、令和元年度につきましては、1の表にありますように、3年生以上で15時間増となっているため、毎月1回の水曜日を6校時とすることにより11時間確保するとともに、冬季休業日を1日短縮することにより計12時間、17時間確保することで対応してまいりました。

令和2年度以降についてですが、授業時数が、1の表にありますように35時間増となります。そのために、3にありますように、水曜日は元に戻して5校時としますが、冬季休業日の短縮1日はそのまま、夏季休業日の4日間、さらに冬季、12月25日の冬季休業日を1日短縮することにより6日間分、計、6時間かける6日間ということで、36時間を確保することにより対応したいと考えております。

また、4にありますように、年度当初の児童と向き合う時間の確保、4月当初の教職員の超過勤務の軽減を図るための措置としまして、春季休業日を1日延長し、4月6日までとし、それに伴い、夏季休業日を7月20日から7月21日に変更することで対応したいと考えております。

非常にややこしい内容ですが、令和2年度以降の授業日の詳細につきましては、それから8月末の授業日の設定につきましては、4、5、6の項目に記載しておりますので、参考にいただければと思っております。以上、雑駁な説明でございますが、令和2年度以降の授業日確保についての報告とさせていただきます。以上です。

(岸田教育長)

説明が終わりました。この件につきまして、何か御質問、御意見ありませんでしょうか。

深田教育長職務代理者。

(深田教育長職務代理者)

深田ですが、2番目に平成29年11月、校園長会で提案して、教育委員会として、校園長の皆さんの意見というのは、ここに書いてある以外に、例えば否定的な意見、あるいは肯定的な意見というようなことで、教えて



いただければありがたいと思います。

(岸田教育長)

足立次長兼学校教育課長。

(足立教育部次長兼学校教育課長)

次長兼学校教育課長の足立でございます。今、深田委員御指摘がありました平成29年11月の校長会での提案の内容ですけれども、これについて、それほど大きく反対等の意見はございませんでした。ただし、中学校について、授業時数が非常に厳しい状況なので、十分休業日を冷暖房が完備されるような条件をクリアできる場合は、授業時数をもう少し確保できるような措置をとって、夏季休業日等の短縮を行ってほしいという意見はございました。あとは、概ね賛成の意見をいただいていたと記憶しております。以上でございます。

(岸田教育長)

深田教育長職務代理者。

(深田教育長職務代理者)

深田ですが、今までの小学校の外国語活動、あるいは、それに伴う授業増という、日数増ということで理解はしているのですが、今の話にありましたように、中学校の側からいろいろと指摘はあるかと思えます。それに加えて中学校は、9月に入るとすぐに体育大会等があつて、漏れ聞くところによりますと、9月に入れば授業をほとんどせずに、体育大会の準備等に関わる。それが中学校に関しては、この授業日数増が、準備期間の増になっては困るというような気がしますので、授業日数等々のことも確認しながら、御指導いただければありがたいということがあります。以上です。

(岸田教育長)

足立次長兼学校教育課長。

(足立教育部次長兼学校教育課長)

次長兼学校教育課長の足立でございます。今、御指摘があつた中学校についての不安な面ですけれども、代表校長等、あるいは、中学校長会のほうにも実際に足を運ばせていただいて、詳細を説明させていただく中で御理解をいただいたり、不安を取り除いていただくような御説明もさせていただいたりしている中で、一定、理解を得てもらっております。ただ、今後も校長会等と連携をとりながら、意見を伺って、よりよい指導等を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

(岸田教育長)

他にありませんでしょうか。よろしいですか。

中学校につきましては、授業数が増加しないわけですが、小学校につきましては、これは外国語活動によって35時間増えるということで、あと、一切減りませんので、プラス35になりますので、こういった対応をさせていただいているというところです。当面、3年間ほどこれで行つてみて、何か不具合等があれば、またそこで見直したらどうかという意見を学校教育課からは聞いております。また何かありましたら、お願いいたします。

それでは、この件につきましては終わらせていただきます。

## 日程第5

議事

議案第38号 学校運営協議会委員の任命について

(岸田教育長)

日程第5、議事に入ります。議案第38号、学校運営協議会委員の任命について、事務局より説明をお願いいたします。

足立次長兼学校教育課長。

(足立教育部次長兼学校教育課長)

次長兼学校教育課長の足立でございます。それでは、議案第38号、丹波市立学校における学校運営協議会委員の任命について御説明申し上げます。14ページをご覧ください。

丹波市立学校運営協議会の設置等に関する規則第4条2項により、学校長から申し出があり、吉見小学校学校運営協議会委員の報告がありました。学校運営協議会の推進に当たり適切だと判断しましたので、御審議いただき、御任命いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

(岸田教育長)

説明が終わりました。何か御意見、御質問ありませんでしょうか。なければ、採決に入ります。

議案第38号、学校運営協議会委員の任命についてを採決をいたします。同意される委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(岸田教育長)

全員の挙手を認めます。

よって、議案第38号、学校運営協議会委員の任命についてを承認いたします。

議案第39号 丹波市要保護準要保護児童生徒就学援助要綱の一部を改正する要綱について

(岸田教育長)

続きまして、議案第39号、丹波市要保護準要保護児童生徒就学援助要綱の一部を改正する要綱につきまして、事務局より説明をお願いします。前川学事課長。

(前川学事課長)

学事課長、前川でございます。次に、議案第39号、丹波市要保護準要保護児童生徒就学援助要綱の一部を改正する要綱について御説明を申し上げます。資料は15ページから19ページでございます。

まず、今回の改正につきましては、昨年度の中学校の新入学準備金を入学前に支給するために改正を行ったことに続きまして、今年度から小学校新入学準備金についても入学前に支給可能とするために必要な要綱の改正となります。

改正の内容につきましては、17ページからの新旧対照表をご覧ください。

まず、第2条の対象者について、「生徒」の次に「又は次年度に小学校に就学を予定している者（以下、「小学校就学予定者」という。）」を加え、ただし書きに、「小学校就学予定者の保護者にあつては、第2号に該当する者に限る。」を加えます。

次に、第3条の就学援助の種類及び第13条では、前回の中学校新入学準備金に限っていたものを今回、「小学校就学予定者」を加えることで、必要となる改正を行っています。

次に、第5条では、小学校就学予定者に対しては、就学援助新入学準備金申請書の提出を求める条文を加えております。また、第6条では、第1項に「当該申請者にその旨を通知」という文言を加え、第2項を削除しております。

最後に、別表第4条関係でございますが、小学校就学予定者の欄、小学校就学予定者を加えまして、小学校新入学準備金の欄を加えております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。以上です。

(岸田教育長)

説明が終わりました。何か御意見、御質問ありませんでしょうか。  
施行日は10月1日になっていますけど、これはそれでいいのですね。  
前川学事課長。

(前川学事課長)

学事課長、前川でございます。施行日のほうは10月1日ということで、  
これ以降に申請を受け付けるという形で進めていきたいと考えております。  
以上です。

(岸田教育長)

他にありませんでしょうか。  
入学準備につきまして、小学校入学前、中学校入学前ということで、課  
題になっていた件ですが、ようやく要件が整ったので、ここに改正をさせ  
ていただいて、入学前に支援するというものでございます。特にありません  
でしょうか。  
それでは、ありませんので、採決に入らせていただきます。  
議案第39号、丹波市要保護準要保護児童生徒就学援助要綱の一部を改  
正する要綱について、採決をいたします。  
同意される委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(岸田教育長)

全員の挙手を認めます。  
よって、議案第39号、丹波市要保護準要保護児童生徒就学援助要綱の  
一部を改正する要綱についてを承認いたします。

議案第40号 丹波市学校給食費滞納整理等事務処理要綱に基づく法的  
措置対象者の決定について

(岸田教育長)

続きまして、議案第40号、丹波市学校給食費滞納整理等事務処理要綱  
に基づく法的措置対象者の決定について、事務局より説明をお願いいたし  
ます。  
前川学事課長。

(前川学事課長)

学事課長、前川でございます。議案第40号、丹波市学校給食費滞納整  
理等事務処理要綱に基づく法的措置対象者の決定について御説明を申し上  
げます。

民事訴訟法の規定に基づきまして、滞納学校給食費の支払いを求めて法  
的措置を執るにあたり、丹波市学校給食費滞納整理等事務処理要綱第8条  
の規定によりまして、21ページに記載の者につきまして、法的措置対象  
者として決定しようとするものでございます。

今回の対象者は、丹波市外に転出した滞納者10名となっております、  
従来とはちょっと違った方向になるわけですが、法的措置対象者として決  
定の後、通常訴訟を提起する予定としております。通常訴訟とする理由に  
つきましては、滞納者が遠隔地に居住をしているため、支払督促ではその  
居住地を管轄する裁判所への申し立てとなります。このことによりまして、  
経費が大変かかるということ、それから手間も相当かかってきます。かな  
り遠隔地に居住されている方もいらっしゃいますので、こうした取り扱い  
をさせていただきたいと思っております。こうすることによって、柏原の  
簡易裁判所で行うことができます。通常訴訟を提起する予定としておりま  
す。以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

(岸田教育長)

説明が終わりました。この件につきまして、何か御意見、御質問があり

ませんでしょうか。

今回は、丹波市外に転出された方ということで、通常訴訟の理由も説明がありましたけど、何か他に御意見、御質問ありませんでしょうか。よろしいですか。

特にないようでしたら、採決に移りたいと思います。

議案第40号、丹波市学校給食費滞納整理等事務処理要綱に基づく法的措置対象者の決定についてを採決いたします。

同意される委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(岸田教育長)

全員の挙手を認めます。

よって、議案第40号、丹波市学校給食費滞納整理等事務処理要綱に基づく法的措置対象者の決定についてを承認いたします。

## 日程第6

その他

(岸田教育長)

日程第6、その他に入ります。その他、各課から連絡事項はありませんでしょうか。よろしいですか。

## 日程第7

次回定例教育委員会の開催日程

(岸田教育長)

なければ、日程第7、次回定例教育委員会の開催日程につきましてお願いをいたします。

足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。次回の定例教育委員会は、10月28日月曜日午前9時からの開催でお諮りします。会場につきましては、山南支所庁舎3階教育委員会会議室での開催をお願いいたします。事務局からは以上です。

(岸田教育長)

各委員の皆さんの御都合はいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、10月の定例教育委員会の日程につきましては、10月28日月曜日午前9時から山南支所教育委員会会議室で開催をさせていただきます。

以上をもちまして、全日程が終了いたしましたので、本日の定例教育委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。